

川崎都市計画地区計画の決定

都市計画小田栄西地区地区計画を次のように決定する。

名	称	小田栄西地区地区計画
位	置	川崎市川崎区小田栄2丁目
面	積	約 9.0 ha
地 区 計 画 の 目 標		<p>ＪＲ南武支線浜川崎駅の北西約 700mに位置する本地区では、昭和 12 年から操業していた大規模工場が近年移転し、複合的な土地利用転換が想定されているとともに、当該工場跡地に隣接する県立川崎南高等学校が、平成 16 年 4 月に県立川崎高等学校と統合され、高校の用地としての土地利用を終えている。</p> <p>また、本地区は、「川崎都市計画住宅市街地の開発整備の方針」では、商業・業務機能と合わせ良好な居住環境を有する都市型住宅地の形成を図る地区に、「川崎都市計画都市再開発の方針」では、商業・業務、都市型住宅等の機能が複合した市街地を形成する地区に、それぞれ位置付けられている。</p> <p>さらに、平成 14 年には、本地区を含む約 104ha の区域が、都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域の指定を受け、都市再生に向けた取り組みを進めている。</p> <p>本地区計画は、地区内の市街地環境の整備改善に寄与する道路や広場等の整備及び維持保全を図るとともに、住居と住居以外の用途とを適正に配分することにより、商業・業務施設や都市型住宅等の計画的な整備と適切な土地利用を誘導することを目標に定める。</p>
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土 地 利 用 の 方 針	<p>本地区を 4 つの地区に区分し、それぞれの地区の特性に応じた適切かつ良好な土地利用を実現するため、土地利用の方針を次のように定める。</p> <p>(1) A地区は、都市計画道路に面する立地特性を活かし、商業・業務機能の誘導を図る。</p> <p>(2) B地区は、都市型住宅地として、共同住宅の立地を主体とした土地利用とし、適正な土地の高度利用を誘導する。</p> <p>(3) C地区は、地域住民の生活の利便性向上に寄与する、保育施設等の立地を主体とした土地利用とする。</p> <p>(4) D地区は、産業機能を主体とした複合的な土地利用とする。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>本地区では、建築物の整備に併せて、主として地区内居住者の利用に供する道路や広場等を整備し、その機能が損なわれないよう維持保全を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>適切な土地利用転換の誘導と良好な市街地環境の形成を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限並びに建築物等の高さの最高限度について必要な基準を定める。</p>

		地区施設の配置及び規模		区画道路 幅員 12 m 延長 約 350 m 歩道状空地 幅員 1.5 m 延長 約 1,440 m 通 路 幅員 4 m 延長 約 380 m 広 場 1 面積 約 1,800 m ² 広 場 2 面積 約 1,000 m ²			
		地区の区分	地区の名称	A地区	B地区	C地区	D地区
		地区の区分	地区の面積	約 6.4 ha	約 2.0 ha	約 0.2 ha	約 0.4 ha
地 区 整 備 計 画	建築物等に 関する 事項	建築物等の用途の制限		次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 学校(学校教育法第1条に定めるものに限る。) (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (6) 病院又は診療所(患者の入院施設があるものに限る。) (7) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (8) 工場(自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。)を営むもののうち店舗又は飲食店の用途に供する部分を有するものを除く。) (9) 自動車教習所 (10) 畜舎で床面積の合計が150 m ² を超えるもの (11) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券発売場その他これらに類するもの(ゲームセンターを除く。) (12) 倉庫業を営む倉庫	次に掲げる建築物以外のものは建築してはならない。 (1) 共同住宅 (2) 学校、図書館その他これらに類するもの (3) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (4) 病院又は診療所 (5) 店舗、飲食店その他これらに類するもの(自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。)を営むものの用途に供する部分を含む。) (6) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (7) 事務所 (8) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が200 m ² 未満のもの (9) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (10) 前各号の建築物に附属するもの	次に掲げる建築物以外のものは建築してはならない。 (1) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (2) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (3) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (4) 前各号の建築物に附属するもの	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (2) 建築基準法別表第2(ぬ)項第1号及び第2号に掲げるもの (3) 自動車教習所 (4) 畜舎で床面積の合計が150 m ² を超えるもの (5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券発売所その他これらに類するもの

地 区 整 備 計 画	建築物等に 関する事項	建築物の容積率の 最高限度	<p>建築物の容積率の最高限度は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) その全部を共同住宅の用途に供する建築物の容積率の最高限度は、25/10 とする。</p> <p>(2) その全部を共同住宅以外の用途に供する建築物の容積率の最高限度は、用途地域に関する都市計画において定められた容積率とする。</p> <p>(3) その一部を共同住宅以外の用途に供する建築物の容積率の最高限度は、次の算定式により求められる数値とする。</p> $A = 25/10 - B/2$ <p>A： その一部を共同住宅以外の用途に供する建築物の容積率の最高限度</p> <p>B： 共同住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計の延べ面積に対する割合</p> <p>この場合において、当該床面積及び延べ面積には、自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分は含まないものとする。</p>	
		建築物の容積率の 最低限度	その全部又は一部を共同住宅の用途に供する建築物の容積率の最低限度は 15/10 とする。	
		建築物の 建ぺい率の 最高限度	その全部又は一部を共同住宅の用途に供する建築物の建ぺい率の最高限度は 5/10 とする。	
		建築物の 敷地面積の 最低限度	1,000 m ²	500 m ²
		ただし、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地にあつては適用しない。		

地 区 整 備 計 画	建築物等の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、計画図表示のとおりとする。 ただし、都市計画の壁面の位置の制限が定められた際、現に存する建築物を増築、大規模の修繕又は大規模の様様替えをする場合において、当該規定に適合しない現に存する建築物の部分についてはこの限りでない。			
	建築物等の高さの最高限度	31m	70m ただし、C地区及びD地区に対し川崎市建築基準条例第7条の表の5の項に掲げる規定に準じて日影規制を適用した場合に、当該日影時間を超えないものに限る。		20m ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、31mとする。 (1) 工場 (2) 敷地面積が2,000㎡を超え、かつ、C地区に対し川崎市建築基準条例第7条の表の5の項に掲げる規定に準じて日影規制を適用した場合に、当該日影時間を超えないもの
ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、12mまでは、当該建築物の高さに算入しない。					

「区域、地区の区分、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり。」